

## 平成 19 年度環境省入札監視委員会定例会審議概要

開催日及び場所	平成 19 年 5 月 28 日 (月) 環境省第 1 会議室	
出席委員 (50 音順)	川名英子 (会社顧問)、河野正男 (大学教授)、東田親司 (大学教授)、宮崎裕子 (弁護士)、吉田博宣 (大学教授)	
審議対象期間	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日	
抽出案件	総数 3 件	
一般競争	2 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年度横山ビジターセンター展示改修工事 (総合評価方式)</li> <li>・平成 18 年度新宿御苑栽培温室及び菊栽培室改修等工事</li> </ul>
指名競争	該当なし	
随意契約	1 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年度岩手山麓園地給水施設災害復旧工事</li> </ul>
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申又は勧告は無し。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

抽出案件	意見・質問	回 答
一般競争入札		
<p>平成18年度横山ビ ジターセンター展示 改修工事（総合評価 方式）</p>	<p>総合評価方式により 入札を行っているが、 総合評価方式を採用 した理由。</p> <p>入札価格も低く、価 格以外の入札項目の加 算点が高い業者の落札 となり歴然とした結果 となったが、仮に不落 札の業者がもう少し価 格が低く、最終的に基 礎点と加算点の和を入 札価格で割った評価値 が近似した場合は、ど ちらが落札者となるの か。</p> <p>評価項目のなかで、 優良表彰の有無がある が、表彰の逆に悪評の ようなマイナス要因を 評価に反映させている のか。</p> <p>今後、環境省は総合 評価方式を拡大してい くとのことだが、過去 に行った工事の評価等 といった情報を将来的 に価格以外の評価に反 映していくことはない のか。</p>	<p>本工事は、ビジターセンターという 特殊な施設の内部展示を製作する工事 であるため、価格以外にも施工実績や 展示品の品質向上に向けた創意工夫を 勘案し、総合的に評価することが適当 と考えられたため、総合評価方式（簡易 型）を採用した。</p> <p>入札価格 予定価格、入札参加資格、 評価値 基準評価値の三つ条件を満た した上で、評価値が一番高い業者が落 札することとしており、その評価値の 算定に当たっては、入札価格も加味し た上で算出していることから、少しで も評価値が高い業者が落札することと なる。</p> <p>なお、仮に評価値が同値の場合は、 くじ引きとなる。</p> <p>施工実績等の評価については、最低 限の資格、同種工事の施工実績の有無 等により、当該工事の遂行が可能かを 判断しており、悪い部分をマイナスす る考え方には立っていない。</p> <p>総合評価方式は導入後間もないこと から過去に行ったものを客観的に評価 するには、様々な工事の積み重ねが必 要であり、すぐに適用するのは困難で はないかと考えるが、目指すべき方向 であり、一つの大きな課題であると思 う。</p>
	<p>入札参加業者が2社 と少ないが、考えられ</p>	<p>本工事は国土交通省から示されてい る「公共工事における総合評価方式ガ</p>

	<p>る理由は。</p>	<p>イドライン」(平成17年9月)に沿って進めた。参加資格も当該ガイドラインを基に決定し、公告についてもホームページ及び事務所での掲示を適切に行った。</p> <p>そもそも A 等級の展示内装仕上げ工事の業者数は全国で約 40 社程度あるが、そのなかで博物館の展示等、そういった内容についてかかわりのある業者は 6 社程度であると思われ、もともと業者数が少ない状況にある。</p> <p>いずれにしても、このような状況のなか、たまたま、今回応札されたのが 2 社となったと考えている。</p>
	<p>入札参加業者 2 社の入札価格にかなりの乖離があるが、何が要因として考えられるか。</p>	<p>本工事の基本設計は、他の業者が行い、その設計成果を両者とも持った上で積算を行っているので、当方としてはそれぞれの社で積算した結果としてこうなったという見方をしている。</p>
<p>平成 18 年度新宿御苑栽培温室及び菊栽培室改修等工事</p>	<p>入札参加業者を見ると、同程度の規模の業者は多数存在すると思われるが、5 社の参加となったことの理由。</p>	<p>業者等から参考に聴取したところ、昨年は民間設備投資が盛んであったため、配置技術者を専任で配置することが困難であったこと等がハードルとなったようである。</p>
	<p>変更契約を行っているが、 変更内容は、具体的にどのような工事を行ったのか。 変更契約により、当初の契約に比べ、約 3 割増しとなっているが、変更契約については合</p>	<p>工事を行っていくなかで、ボイラー室の地盤強化が必要であること、温水管の被覆材交換の際に配水管の劣化が確認されたため配水管の交換が必要であること、太陽電池の接続工事において逆流防止工事が必要であること等が判明したため変更契約を行ったもので、本工事に全て関連した工事である。</p> <p>国土交通省の変更契約の基準におい</p>

	<p>理的な理由があれば、金額の制限なしに追加変更できるのか。</p>	<p>て、基本的に分離できない工事を除いて、契約金額の30%以上は別契約とする旨が示されており、環境省もこの基準を適用している。</p> <p>なお、変更契約においても当初落札した際の入札率を予定額に適用するため、当初低額で落札して後の変更契約で利益あげるということはできない。</p>
--	-------------------------------------	---

随意契約	意見・質問	回答
<p>平成18年度岩手山麓園地給水施設災害復旧工事</p>	<p>随意契約を行っているが 当該業者と随意契約を行うこととした経緯 緊急性がある場合、現場に一番近い業者か、当初その施設等を施工した業者のいずれかに工事を発注することになると思われるが、本工事において前者を選定した理由 当該地域には当該工事を施工できる業者が5社存在するとのことであるが、契約業者以外に迅速に対応できた業者はなかったのか。</p>	<p>平成18年8月18日の集中豪雨により岩手山麓給水施設が甚大な被害を受けた。</p> <p>当該給水施設は、環境省が管理するビジターセンター、園地、野営場等で使用する飲料水の供給源であること等から緊急に復旧工事を行う必要があった。</p> <p>また、当該契約業者は、国土交通省から河川パトロールを請け負い、当該河川の状況を熟知し本被害の第一発見者であること、これまでの当該地域での施工実績を有していること等迅速に工事が遂行できる業者であったため契約を行った。</p> <p>本工事の内容は、施工当時の状況を把握していなくてもできる簡易な工事であることから、迅速性を重視した。</p> <p>実際に各業者に電話等で確認してはいないが、他にも被害を受けた場所が多数あり、人手不足により工事の着工が遅延した場所もあることから、当該業者との契約は適当であったと思われる。</p>
	<p>変更契約を行った理由。</p>	<p>通常の工事であれば事前に測量を行い、確かな数字を出して発注すること</p>

となるが、本工事は災害復旧工事であるため、測量する時間が十分になかったことから、簡易な測量で工事を発注した。

結果として、不必要な部分の数量が減少したため変更契約を行った。